

2023

1月

No.585

かりや

か

り

や



「日の出とともに」静岡県富士宮市 田貫湖

写真提供：田中 勝志 氏

も く じ

新年のご挨拶.....	1	愛知県の全産業死亡災害.....	13
謹賀新年.....	6	労働者死傷病報告書受付状況.....	14
愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問.....	7	第54回社会保険労務士試験の合格者が発表される.....	15
令和4年度障害者雇用促進トップセミナー案内.....	8	無災害記録証伝達式.....	15
労働保険料の納付には口座振替が便利です.....	9	監督署だより.....	16
令和4年度第4回「労働トラブル防止総合講座」開催.....	10	衣浦東部保健所コーナー.....	17
「労働重要課題対応セミナー」開催.....	11	エッセイ労働屋の昨今.....	18
労働衛生講習会を開催.....	12	会員だより.....	20
愛知労働局管内死亡災害発生状況.....	13	お知らせ.....	21

新 年 の ご 挨拶

(一社) 刈谷労働基準協会 会長 瀬下 睦弘



新年あけましておめでとうございます。

令和5年の新春を会員の皆様とともに迎えることができましたこととお慶び申し上げます。

昨年は、会員各社の皆様のご尽力とご協力、ならびに行政ご当局のご指導、関係諸団体のご支援により、当協会の事業を順調に推進することができましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

2020年1月16日新型コロナウイルス感染症が国内で初めて確認されてから3年が経過しました。

2022年11月末現在で累計感染者数は約2400万人、死亡者数4.8万人、大小の感染の波が繰り返される中で混乱と我慢の期間がまだ続いています。その間に基本的な感染防止対策やワクチン接種も進み、ウイルスとの共存する未来も見えてきています。私たちは既に新しい生活様式を受け入れ働き方も大きく変わり、会議はWEB、講演はYouTube、働く場所は在宅、現場確認はバーチャルなどこれからも知恵と工夫で乗り越えていきます。

昨年の刈谷労働基準監督署管内の労働災害発生状況を振り返ってみますと、労働者死傷病報告件数(休業4日以上)は11月末現在では、一昨年同月の481件に比べ903件と大幅に増加、コロナり患者を除いても一昨年同月とほぼ同数の412件で推移しております。国内人口は減少局面を迎えており新型コロナウイルス感染症の影響も受けて、少子高齢化による労働者の高齢化はこれからも進みます。労働災害発生率が高い60歳以上の災害撲滅も直近の大きな課題になります。

2022年12月6日安全経営あいち推進大会が開催され、リスクアセスメントを通じて現場の実態を把握し「安全性」を向上させることは、生産性、品質、原価、納期、士気、環境と一体的に戦略的に管理する経営手法と捉えることが共通認識として合意されました。2023年度からは「第14次労働災害防止推進計画」が始まることを受けて、現場をしっかりとみながらリスクアセスメントの普及を行うことは、勿論、リスクアセスメントを基本にした自己管理体制の確立を目指し、構内で働く人全ての健康と安全を確保していきます。

ワールドカップでの日本チームはベスト16まで勇気を持って戦いに挑み、期待に応える努力の大切さを痛感しました。

本年も当協会発展のために微力ではございますが、会員各社の皆様のご期待に沿えるよう、精一杯の努力を重ねる所存でございますので、引き続き行政ご当局、関係諸団体の皆様には一層のご指導、ご鞭撻、ならびに会員各社の皆様のご支援、ご協力を頂きますようお願い申し上げます。

皆様方のますますのご多幸とご健勝を心より祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局長 代田 雅彦



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

令和5年の年頭に当たり、愛知労働局の行政運営に対する皆様の日頃からの御理解と御協力に改めて御礼申し上げますとともに、今年一年の所信の一端を述べさせていただきます。

本県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、有効求人倍率（季節調整値）は、令和2年9月に1.02倍まで低下しましたが、令和3年1月以降、基幹産業である自動車関連産業を中心に幅広い産業で生産活動の回復の動きがあるといったことを基本的な背景として、求人については業種による差異はあるものの、持ち直しの動きが広がりつつあり、雇用情勢は改善の基調を維持しています。令和4年10月の有効求人倍率（季節調整値）は1.44倍となっております。

一方で、基幹産業である自動車関係製造をはじめ、様々な産業において、半導体を始めとする部品の供給制約、原材料価格の高騰、物価上昇、円安等、さらには、新型コロナウイルス感染症が様々な面で影響を及ぼし得ることから、これらの状況について、引き続き注意する必要があると認識しています。

当局といたしましては、働き方改革関連法の遵守・定着に向けて、時間外労働の上限規制、年5日の年次有給休暇の確実な取得義務、労働時間の状況把握義務及び同一労働同一賃金等の遵守状況を確認し、関係法令の丁寧な説明に努め、改善に資する情報を提供する等、必要な指導と支援を引き続き行ってまいります。また、時間外労働上限規制の適用猶予業種等である建設業、自動車運転業務及び医師については、令和6年4月からの適用まで残り1年と僅かの期間となっておりますので、改めて業界団体や所管官庁と連携し、労働時間に関する法制度の周知と理解に向けた説明会の開催や支援班による個別訪問等による支援を徹底してまいります。

労働災害防止対策については、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下でリスクアセスメントの正しい理解を進めてまいりましたが、これを発展させ、生産性や品質の向上と安全性の向上を一体的に図る「安全経営あいち」の推進に取り組むとともに、「労働者の心身の健康確保のための総合的な対策」の周知を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け各施策を推進してまいります。

労災補償業務については、効率的な調査を行い、法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。

さらに、多様な人材が活躍できるよう、女性活躍、育児・介護と仕事の両立、各種ハラスメント防止対策を引き続き推進してまいります。とりわけ昨年7月8日より施行されている「男女の賃金の差異」公表が確実に行われるよう周知してまいります。

障害者雇用対策については、障害者雇用率を令和5年度までに法定雇用率の水準まで引き上げていくことを目標としており、これまで以上に企業支援に力を入れて行くことが重要と考えています。

高齢者雇用対策については、令和3年4月より高齢者雇用安定法が改正され、従前の65歳までの雇用確保措置の義務化に加え、70歳までの就業確保措置が努力義務とされました。企業の皆様に、改正法について広く周知するとともに高齢者雇用に係る事例提供に努めてまいります。

併せて、「人への投資」の抜本的強化と産業構造の変化に伴うデジタル人材の需要の高まり、人材不足の状況に対して、離職者のITスキル向上促進のための公的職業訓練の実施と併せて現に企業に在職する労働者の方を対象とした生産性向上支援訓練を積極的に展開するなど、デジタル人材育成、労働生産性の向上に資する取組にも注力してまいります。

本年も多様な課題に適切に対応していく所存ですので、皆様の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、年頭の御挨拶といたします。

新春の御挨拶

愛知労働局労働基準部長 伊勢 久忠



新年あけましておめでとうございます。

貴協会並びに会員事業場の皆様におかれましては、旧年中、愛知労働局の労働基準行政の運営に格別のご理解とご協力を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

さて、愛知県内における新型コロナウイルスの新規陽性者数は昨年10月中旬から増加傾向となり、依然として高い水準となっています。また、寒さが増してインフルエンザが流行する時期となりましたが、今後、新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されるところです。引き続き、職場や家庭での基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

労働基準行政としましては、誰もが働きやすい職場を実現するために、コロナ禍において長時間労働を余儀なくされている企業に対しては、長時間労働の是正に向けて監督指導を徹底し、過重労働による健康障害防止を指導するとともに、生産性を高めながら労働時間短縮に取り組む企業の相談対応やきめ細かな支援を推進してまいります。

労働災害防止対策につきましては、「危なさと向きあおう」のキャッチフレーズの下、リスクアセスメントを基軸とした、安全衛生管理の推進・定着に向け取り組んできたところです。生産性等の向上を図る取り組みにおいて行われる、現場の作業実態の把握は、リスクアセスメントのプロセスと一体的に行うことが可能ですので、安全管理を経営課題ととらえ、安全衛生管理を事業運営と一体として行う「安全経営あいち」を提唱し、広く周知を図ることにより、自律的な安全衛生管理の定着の機運を図り、安全で安心して働くことのできる職場環境の実現に向け取り組んでまいります。

労働者の健康確保対策につきましては、化学物質、石綿、一人親方に対する労働安全衛生法令の一定の措置の義務付けなど、これから法施行される項目の内容について広く周知を図ってまいります。また、すべての労働者が心身ともに健康で働くことができるよう、事業者に対しては、健康診断の事後措置などが効果的に実施できるようにするための措置について周知、支援を行います。

愛知県最低賃金は過去最高の31円の引上げにより、昨年10月1日より時間額986円となりました。政府においては、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備に向けてより一層の取組を行うこととし、新たに、「原材料高騰により利益が減少した事業者」を、業務改善助成金「通常コース」の特例対象とするとともに、同助成金「特例コース」の対象にも追加したところです。各種支援策及び相談窓口としての働き方改革推進支援センターについても周知を図りつつ、最低賃金の履行確保を図ってまいります。

労災補償業務については、効率的な調査と法令、認定基準等に基づいた事務処理を徹底することにより、被災労働者に対する迅速かつ公正な労災保険給付に努めてまいります。また、新型コロナウイルス感染症に係る労災補償については、労働基準行政の最重点課題の一つでありますので、請求に対する迅速・適正な給付のみならず、引き続き労働局や監督署に寄せられる相談に対する懇切丁寧な対応とクラスター発生時等の請求勧奨を確実に行ってまいります。

結びに、貴協会並びに会員事業場の皆様の一層のご理解とご支援をお願いいたしますとともに、本年が皆様にとってより良い年になることを衷心より祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新春のご挨拶

愛知労働局雇用環境・均等部長 吉永 佳代



新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

貴協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、愛知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が繰り返され、未だ予断を許さない状況でございますので、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響による特別相談窓口での各種相談対応、小学校が休業等した場合に子を持つ従業員への支援である小学校休業等対応助成金の支給など、新型コロナウイルス感染症の影響による対策については、引き続き、しっかりと対応してまいります。

その上で、本年も様々な課題に的確に取り組んでまいります。

中長期的にみますと、日本は少子高齢化により、生産年齢人口が減少してまいりますので、企業が持続的に成長・発展していくためには、多様な人材を活用することや生産性を向上させることが必要であり、働き方改革を進め、労働力不足に対応していくことが必要となります。

このため、雇用環境・均等行政としましては、労働時間の短縮等に円滑に取り組んでいただけるよう、働き方改革推進支援センター等とも連携し、皆様に寄り添った、きめ細かな支援に努めてまいります。生産性の向上については、労働時間の短縮や年次有給休暇の促進に向けた環境整備等に取り組む中小企業を支援する働き方改革支援助成金や、ガイドラインに沿った良質なテレワークを導入し実施することで、人材確保や雇用管理等の効果を上げる中小企業を支援する人材確保等支援助成金のテレワークコースについても適切な支給に努めてまいります。

また、中小企業等にも適用され、間もなく2年が経過するパートタイム・有期雇用労働法の「同一労働同一賃金ガイドライン」の考え方について、さらにご理解いただけるよう取り組んでまいります。

昨年、男性の育児休業取得が促進されるよう段階的に育児・介護休業法が改正されましたが、本年4月からは労働者1,000人超の事業主を対象として育児休業等の取得状況の公表がスタートします。この公表はもとより、「産後パパ育休」などの取得により男性の育児休業取得が進むとともに、企業内で育児休業が取得しやすい環境整備が図られるよう、引き続き、改正内容を周知してまいります。

女性の活躍促進については、昨年7月8日に女性活躍推進法の省令改正により、労働者が301人以上の事業主は、「男女の賃金の差異」を公表することとなりました。公表は、改正日後に最初に終了する事業年度の実績を、その次の事業年度の開始後おおむね3か月以内に公表することとなっております。年度末に事業年度が終了する企業も多いかと思っておりますので、ご対応をお願いいたします。

そのほか、当局の総合労働相談コーナーに寄せられる相談の約4分の1は、パワーハラスメントを含むいじめ、いやがらせとなっています。昨年からは、中小企業でもパワーハラスメントの防止措置を講じていただくことが義務となりました。職場におけるハラスメント撲滅に向け、防止措置を確実に講じていただけるよう、パワーハラスメントのみならず、セクシュアルハラスメントや妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメント防止対策を総合的に推進してまいります。

このように本年も取り組むべき課題がいろいろございますが、貴協会のお力添えをいただきながら、支援や周知を着実に行ってまいりたいと存じます。

本年が皆様にとってより良い年になるよう祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

新 春 の ご 挨拶

刈谷労働基準監督署長 橋本 圭一



新年あけましておめでとうございます。

刈谷労働基準協会並びに会員事業場の皆様には、旧年中、労働基準行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症をはじめ、ウクライナ情勢や資源高、物価高の問題など厳しい経営環境が続きましたが、経済活動の正常化により内需を中心に持ち直しの動きがみられた1年となりました。

一方、雇用情勢についても、愛知県内の昨年の有効求人倍率は緩やかに上昇した1年となりました。様々な業種において人手不足の状況がみられ、ひいては人手不足を原因とした長時間労働が発生している事業場も見受けられたところです。

こうした中、本年におきましても、労働基準行政の最重点課題である長時間労働の是正に向け、時間外労働の上限規制や年次有給休暇の年5日以上取得、医師等による面接指導の実施など、過重労働による健康障害防止に引き続き取り組んでまいります。

また、もうひとつの最重点課題である労働災害防止につきましては、昨年は残念ながら1人の方が亡くなられ、休業4日以上死傷者数は903人でした（令和4年11月末現在の速報値）。休業4日以上死傷者数は前年同期481人より422人増加しましたが、主な要因としては、業務上の新型コロナウイルス感染者数が491人と大幅に増加したため、当該疾病を除くと412人となり、前年同期より減少しています。

昨年は、第13次労働災害防止推進計画（平成30年度から令和4年度までの5か年）の最終年で、当署版の全体目標は、「死亡者数 毎年3人以下、合計15人以下とする」「休業4日以上死傷者数 令和4年までに439人以下とする」と設定していました。死亡者数は、過去5年間（令和4年は11月末現在の速報値）、3人以下となっていますが、死傷者数に係る目標については、新型コロナウイルス感染症による業務上疾病を除いたとしても達成困難な状況となっています。本年は、新たに策定する第14次労働災害防止推進計画（令和5年度から令和9年度までの5か年）がスタートしますので、同計画に基づき、引き続き労働災害防止に取り組んでまいります。

愛知労働局及び管下労働基準監督署におきましては、安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、原価、納期、環境等一体的、戦略的に管理する経営手法「安全経営」の推進を提唱しています。本年も引き続き、リスクアセスメントを情報整理のツールとして、安全管理のみならず、総合的な視点による経営全体のマネジメントへの活用を推進してまいります。

本年も重要な法改正が順次施行されます。令和5年4月から、労働基準法関係では、中小企業における月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の50%への引き上げ、労働安全衛生法関係では、化学物質等に係る改正や危険有害な作業を行う事業者について一人親方等への一定の保護措置などが施行されます。関係事業場の皆様におかれましては、改正内容、施行時期を見据え、順次ご対応いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、本年も、職員一同、全力で職務に取り組んでまいりますので、引き続き、労働基準行政へのご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、会員事業場の皆様の益々のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

謹 賀 新 年

【刈谷労働基準監督署】

署 長 橋本 圭一

副 署 長 小田 秀樹

職員 一同

【一般社団法人 刈谷労働基準協会】

会 長 瀬下 睦弘 (株)アイシン

副 会 長 石川 弘一 津田工業(株)

〃 神谷 真司 黒金化成(株) テクニカルセンター

〃 磯部 秀男 (株)イノアックコーポレーション 安城事業所

〃 磯貝 政博 春日運送(株)

〃 永坂 誠司 大浜燃料(株)

専 務 理 事 渡辺 秀博 (一社)刈谷労働基準協会

理 事 藤田 賀之 (株)豊田自動織機

〃 棚 橋 昭 (株)デンソー

〃 吉田 賢吾 (株)ジェイテクト

〃 鶴田 久人 トヨタ紡織(株)

〃 米津 伸之 中央精機(株)

〃 浅井 浩之 (株)近藤組

〃 奥野 櫻子 奥野機材(株)

〃 石 神 巖 小林クリエイト(株)

理 事 鳥山 英行 アスカ(株)

〃 高橋 雅一 (株)マキタ

〃 山下 善弘 倉敷紡績(株) 安城工場

〃 安藤 茂則 カリツー(株)

〃 鈴木 隆紀 (株)FUJI

〃 中根 正喜 中一建設工業(株)

〃 岡 田 潤 (株)DAPAC

〃 神谷 弘恵 高浜共立運輸(株)

〃 内藤 大介 エヌティーテクノ(株)

〃 浅岡 淳一 (株)ミツバ化学

〃 奥野伸一郎 奥野工業(株)

〃 谷川 勝哉 (株)JERA 碧南火力発電所

〃 杉浦 敏夫 スギ製菓(株)

〃 鈴木 泰博 クロタ精工(株)

監 事 山 本 誠 サンエイ(株)

〃 稲村 重信 愛三工業(株) 安城工場

愛知労働局長がベストプラクティス企業を訪問

愛知労働局



愛知労働局では、「過労死等防止啓発月間」における取組として、令和4年11月29日、代田雅彦局長が労働時間削減や働き方改革に向けて積極的に取り組んでいる愛知県豊田市の碧南運送株式会社（従業員614名）を訪問し、榊原俊二社長らと対談した。

同社は昭和29年の創業で、自動車部品輸送及び中継拠点を使った混載物流、バス運行事業などを行う。働き方改革の実現に向けた取り組みとして、IoT技術（モノのインターネット）を活用し、人と車両の稼働状況の見える化を図っている。具体的には、車両にドライブレコーダー一体型の通信型デジタルタコグラフを搭載し、リアルタイムに運行状況を把握するとともに、乗務員の荷待ち待機時間、作業時間、休憩時間等を把握する。連続30分以上の待機時間がある運行ルートを洗い出し、改善の余地がある場合には、荷卸し、待機時間等の順序入替を検討し、納入時刻変更により時間短縮を図ることができる場合には、荷主にデータを見せながら論理的に交渉し協力を得る。こうした取り組みにより、1日の運行時間を短縮し、かつ、待機時間も短縮する等の成果を上げている。

また、作業標準にこだわった活動を展開することにより、質の高い業務を誰もが常に最高スピードで安全に作業できるようにする取り組みも継続的に行っている。作業標準はPDCAサイクルを廻すことにより、より良いものへと改訂をしながら、生産性の向上を図るとともに、労働時間の短縮を推進する。

代田局長は「作業標準の遵守により生産性向上、品質向上を図ることについて、従業員自身がやりがいを持って働いていると感じた。日々の取り組みは、成果もそうだが、その過程自体に意義があると考える。」と述べ、榊原社長は、「ベストプラクティス企業に選んでいただいたことは、会社にとっても従業員にとっても励みになる。今後も継続的に取り組みを進めていきたい。」と話した。

令和4年度
障害者雇用促進トップセミナー

経営戦略としての

障害者雇用



定員 300名
(申込先着順)

参加費無料

日時 2023年 2月2日 (木)

13:30~16:00 (開場13:00)

場所 名古屋市青少年文化センター
アートピアホール

(名古屋市中区栄3-18-1 ナディアパーク11階)



■地下鉄名城線「矢場町駅」下車
5・6番出口より西へ徒歩5分
■地下鉄東山線・名城線「栄駅」下車
7・8番出口より南へ徒歩7分
※公共交通機関を御利用ください。

内容

1. 障害者雇用優良企業表彰式
2. 「障害者雇用の現状と今後の展望」(愛知労働局)
3. パネルディスカッション「経営戦略としての障害者雇用」

コーディネーター 愛知学院大学 経営学部 教授 関 千里 氏

パネリスト

- ・(株)町井製作所 専務取締役 山内 郁生 氏
- ・リゾートトラスト(株) 人事企画部名古屋・大阪事務支援課長 稲熊 梢 氏
- ・(社福)名古屋市総合リハビリテーション事業団 自立支援部長 稲葉 健太郎 氏

申込方法・問合せ先

■愛知県電子申請・届出システム

https://www.shinsei.e-aichi.jp/pref-aichi-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=61728

■メール

参加申込書(Webから入手可能)を添付、又は本文に必要事項を記入し、就業促進課宛てに送信してください。

【件名】障害者雇用促進トップセミナー申込み

【本文】会社名、住所、電話番号、参加者職・氏名、パネリストへの質問事項
(手話通訳、車いす席が必要な方はその旨を御記入ください。)

【留意事項】1週間以内に返信メールが来ない場合はお電話ください。

■宛先・問い合わせ先

愛知県 労働局 就業促進課 高齢者・障害者雇用対策グループ

【メール】shugyo@pref.aichi.lg.jp 【電話】052-954-6367(ダイヤルイン)

【Web】<https://www.pref.aichi.jp/press-release/shougaisakoyou-topseminar2022.html>

申込締切

2023年1月26日(木)17:00 ※定員になり次第、締め切ります。

【主催】愛知県、愛知労働局、名古屋市、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構愛知支部、(公財)愛知県労働協会



スマートフォンからも
お申込みできます。

労働保険料の納付
には口座振替が
便利です。

2/27までのお手続きで
令和5年度（全期・第1期）の
労働保険料から口座振替に！

1. 口座振替の申込手續

手数料
なし

納期に
ゆとり

納め忘れも
ありません

手續きはとても簡単

「口座振替依頼書」を取引先の金融機関窓口へ提出するだけ

全期・第1期の納期については、通常の法定期限より58日間もゆとりができます。

登録完了後には口座情報等を、口座振替前には金額等を、振替後には振替結果を通知いたします。

期	申込期限	法定期限	振替日
全期・第1期	平成35年2月27日	平成35年7月10日	平成35年9月6日
第2期	平成35年8月14日	平成35年10月31日	平成35年11月14日
第3期	平成35年10月11日	平成36年1月31日	平成36年2月14日

注1 口座振替は、全国の銀行（ゆうちょ銀行を除く）、信用金庫、労働金庫、信用組合等でご利用になれます。

取扱金融機関は、ホームページにご案内があります。

注2 口座振替お手續後、年度更新申告書のご提出には、電子申請、郵送または労働局・監督署窓口をご利用ください。

注3 労働保険番号ごとにお手續が必要でです。

2. 申込用紙（口座振替依頼書）

申込用紙は、厚生労働省ホームページにご用意しています。
よくあるご質問等ホームページにご案内しております。

<http://www.mhlw.go.jp/>（労働基準→労働保険の適用・徴収）

厚生労働省 労働保険料 口座振替

検索

3. お問い合わせ先

本件に関するお問い合わせは、労働保険徴収課にお願いします。

愛知労働局

TEL：052-219-5501

※ お問い合わせは平日（月～金曜日、祝日除く）の午前8時30分～午後5時15分

令和4年度第4回「労働トラブル防止総合講座」開催

講演テーマ

「日本だけがGDPは横ばい、賃金は減少 失われた30年間の日本の労働環境の変化と企業を伸ばす就業規則」

愛知県下各労働基準協会は令和4年度「労働トラブル防止総合講座」を5回にわたり開催しています。講座では総括テーマを『ますます複雑・深刻化する新時代の労務・安全衛生管理への対応』とし、5つの労働重大課題の対策を5人の労働専門弁護士が解説します。

昨年12月9日に開催した第4回は、愛知県内企業の労務人事・安全衛生管理者・担当者など当協会大会議室の会場受講とインターネット受講を合わせ、約50名が受講しました。



岩崎弁護士

那須・岩崎法律事務所 岩崎友就弁護士からは「日本だけがGDPは横ばい、賃金は減少 失われた30年間の日本の労働環境の変化と企業を伸ばす就業規則」と題した講演が行われました。

講演では、はじめに愛知県下各労働基準協会を代表し、(一社)刈谷労働基準協会 渡辺専務理事が開会挨拶を行いました。

続いて行われた岩崎弁護士の講演では、失われた30年間と労働環境の変化、日本型雇用システムを考える、多様な正社員制度の導入と活用、等について解説がありました。



渡辺専務理事



次回の労働トラブル防止総合講座は、

第5回 令和5年2月20日

「発達障害・発達障害が疑われる労働者への対応を含む 障害者雇用における企業に求められる労務・安全衛生管理」

庄司法律事務所所長 庄司俊哉弁護士を開催します。

会場は当協会大会議室、午後1時半から4時半。受講料は1回会員6310円、一般8350円。本講座は、インターネット受講に対応しており、開催終了分の視聴も可能ですのでお問い合わせください。詳しくは、本誌同封案内もしくはホームページをご覧ください。

お問い合わせ・お申し込みは、当協会総合受付（☎052-961-1666）まで。



令和4年度第4回『労働トラブル防止総合講座』

愛知県下各労働基準協会主催
「労働重要課題対応セミナー」開催
名古屋能楽堂で208名が参加

昨年12月12日、愛知県下各労働基準協会は名古屋能楽堂（名古屋市中区）において「賃金・労働時間・パワーハラ対策と行政指導対応策を聴く『労働重要課題対応セミナー』」を開催、愛知県内企業の経営者、人事・総務・安全衛生部門責任者・担当者をはじめ、社会保険労務士等労働専門家208名が参加しました。

セミナーでは、はじめに名古屋西労働基準協会 鹿島専務理事が開講挨拶を行い、続いて労務管理部門ナンバー1弁護士の石寄・山中綜合法律事務所



石寄信憲代表弁護士

石寄信憲代表弁護士が「賃金 労働時間 パワーハラをめぐり労務管理—行政指導への対応論の解説—」をテーマに解説を行いました。

石寄弁護士からは、雇用社会の現状を皮切りに賃金、労働時間、パワーハラメントおよび各テーマに対する実務対応と行政指導について、それぞれ問題点と法解釈、判例・裁判例の分析等を豊富な資料とともに丁寧に説明が行われました。



鹿島専務理事



「労働重要課題対応セミナー」
（名古屋能楽堂）

労働衛生講習会を開催

昨年 12 月 19 日(月)に刈谷労働基準監督署 後援のもと、「労働衛生講習会」をあいち産業科学技術総合センター 交流ホールにて 87 名が参加して開催されました。

はじめに、大浜燃料㈱の永坂衛生部会長の挨拶の後、刈谷労働基準監督署の橋本署長の挨拶がありました。橋本署長からは、刈谷労働基準監督署管内の労働災害発生状況と、最近の労働衛生行政の動向として、化学物質に関わる法改正の背景と来年愛知県で開催される緑十字展に向けた改善事例の募集について説明がありました。また、愛知県の最低賃金と業務改善助成金活用について案内されました。



永坂衛生部会長



橋本署長



藤下監督官

講習では、刈谷労働基準監督署 藤下監督官より、「最近の労働衛生行政の動向について」と題して、新たな化学物質管理について説明がありました。

化学物質による休業 4 日以上労働災害の約 8 割は、具体的な措置義務のない物質が原因とされていることから、これまでの法律に基づく個別物質ごとに定められた措置の履行から、今後は、化学物質のリスクアセスメントに基づき、自ら講じる措置の選択へと、規制が順次施行されていくとして、特にばく露の程度の低減等についてと、化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化を重点に解説されました。

続いて、産業保健総合支援センターの中瀬社会保険労務士より「職場におけるメンタルヘルス 対策」と題して、メンタルヘルスの現状と国の取組、メンタルヘルスの基礎知識に続き、職場におけるメンタルヘルスケアのポイントとして、上司の役割は重要で、部下の「いつもと違う」様子に少しでも早く気づいて対応することと、ポータルサイトを通じた情報提供について説明されました。

また、メンタルヘルス対策、及び治療と仕事の両立支援として愛知産業保健総合支援センターの活用について紹介されました。



中瀬社会保険労務士

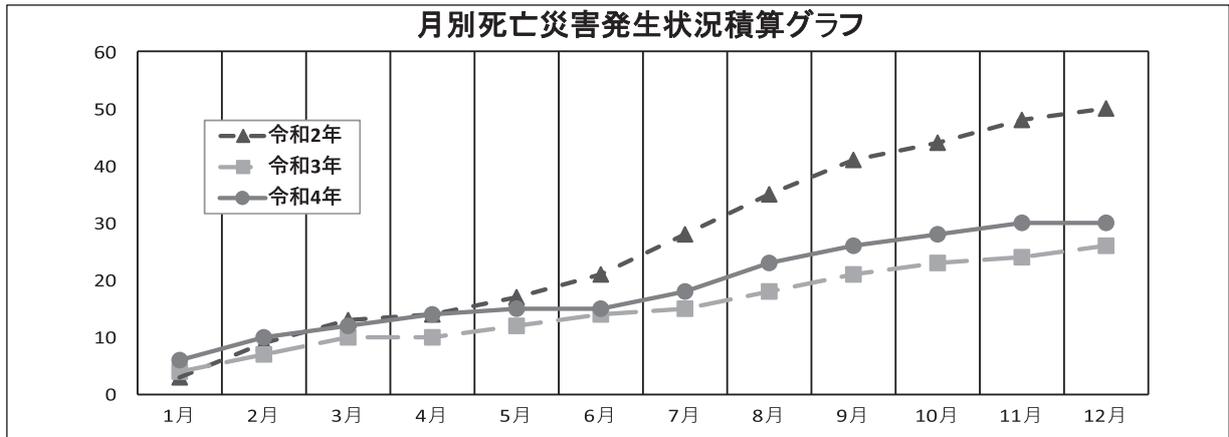
尚、当日配布した資料が必要な場合は、刈谷労働基準協会までお問い合わせ下さい。

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年12月5日現在の速報値）

愛知労働局

業種		年別	令和4年（速報値）	令和3年同時期（速報値）	令和3年確定値
製	造業		6（2）	10（1）	12（1）
	食品製造業			1	1
	化学工業			1	1
	鉄鋼・非鉄金属		1（1）	2	2
	金属製品		2	1（1）	1（1）
	一般・電気・輸送用		2	2	4
	その他		1（1）	3	3
建	設業		10	4	5
	土木工事業		2		
	建築工事業		6	4	5
	その他		2		
陸上貨物運送事業		3	1（1）	1（1）	
商	業		1	2（2）	2（2）
	卸売業		1		
	小売業			2（2）	2（2）
	その他				
清掃・と畜業					
上記以外の事業		10（4）	5（1）	6（1）	
合計			30（6）	22（5）	26（5）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。



愛知県の全産業死亡災害

（令和4年11月10日現在）

愛知労働局

発生月 発生時間	業種	労働者数	被災者 職名	年齢	経験	事故の型	起因物	災害状況
R4.11.11. 13:20	輸送用 機械等 製造業	500~999 名	一般 作業員	30代	4年	激突され	クレーン	铸造工場の金枠置き場で金枠の玉掛け作業を行っていたところ、別の作業者が操作するクレーンが被災者の操作していたクレーンに激突し、玉掛け中の金枠が引きずられ、被災者が別の金枠との間にはさまれたもの。
R4.11.17. 0:00	鉱業	50~99名				墜落・転落	トラック	ダンプトラックを運転中、道の端から約5m下に落下した。

令和4年発生 労働者死傷病報告書受付状況（令和4年11月末日現在）

刈谷労働基準監督署

	今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数			今月件数		累 計		前年同期		対前年増減数	
	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡		休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡	休業	死亡
製 造 業 計	20		162		185		-23		建 設 業 計	5		31		22		+9	
食 料 品	3		24		31		-7		土 木	2		8		5		+3	
織 維					2		-2		建 築	2		16		13		+3	
木材・木製品			2		1		+1		そ の 他	1		7		4		+3	
製紙・印刷			3		1		+2		交 通 ・ 運 輸 業	3		48		64		-16	
化 学	1		15		7		+8		陸 上 貨 物 業					3		-3	
窯業・土石	2		8		7		+1		港 湾 荷 役 業					1		-1	
鉄鋼・非鉄	5		15		11		+4		商 業	4		51		59		-8	
金属製品	5		31		39		-8		接 客 ・ 娯 楽 業	2		19		24		-5	
一般機械			16		7		+9		清 掃 業			26		17		+9	
電気機械			2		4		-2										
輸送用機械	2		36		64		-28		そ の 他	119		566 (1)		106		+460	+1
その他製造	2		10		11		-1		合 計	153		903 (1)		481		+422	+1

※本統計は令和4年11月末までの労働者死傷病報告（休業4日以上）の受付件数で集計しています。

※（ ）内は死亡者数で内数で表しております。

いつもと違う冬を探してみよう。

休暇をとって

Refresh/
もっと自分らしい
働き方
休み方

新しい働き方・休み方を実践するために
年次有給休暇を上手に活用しましょう

- 「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
- 年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 総務府労働局 | 労働基準監督署

働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

働き方・休み方改善ポータルサイト

働き方の新しいスタイル

厚生労働省 愛知労働局 委託事業 愛知働き方改革推進支援センター

今年こそ！ **働き方改革** を実現
私たちと一緒に **働き方改革** しませんか？

相談無料

テレワークを導入
したいがどうすれば？

就業規則を
見直したい

同一労働
同一賃金
よくわからない

パワハラ
防止法への対応が
わからない

助成金を利用
できるの？

ウチの会社はどうしようか…。そうだ！相談しよう！

無料 専門家が
企業へ訪問

無料 センターへの
来所・電話等の
個別相談

無料 その他のサービス
セミナーの開催
セミナーの講師派遣
出張相談窓口への専門家派遣

貴社のニーズに合わせた柔軟な対応が可能です。まずは下記までお問い合わせください。

愛知働き方改革推進支援センター

中小企業・個人事業主のための 無料相談窓口

電話 0120-006-802

ファックス 052-364-9028

E-mail alchi@task-work.com

ホームページ

働き方改革推進支援センター

愛知働き方改革推進支援センター 〒464-0855 愛知県名古屋市中千種区千種通7-25-1 サンライズ千種3階（スタール内）

第 54 回社会保険労務士試験の合格者が発表される

第 54 回社会保険労務士試験が、昨年 8 月 28 日(日)に全国 19 都道府県の会場で実施され、その結果を厚生労働省ホームページ及び社会保険労務士試験オフィシャルサイトで公表しました。

刈谷労働基準監督署管内からは、下記の方が合格しました。

【合格者氏名】 河内 典秀様

【年齢・職業】 50 歳代 会社員

【合格コメント】

50 歳を過ぎ記憶力が低下する中、数年間諦めることなく挑戦して、合格することができました。各講座の先生方には、多くの質問に対し丁寧に回答して頂き、大変お世話になりました。

結果概要

- (1) 受験者数 40,633 人 (前年 37,306 人、対前年 3.6% 増)
うち科目免除者 841 人 (うち公務員特例の免除者 376 人)
- (2) 合格者数 2,134 人 (前年 2,937 人)
うち科目免除者 115 人 (うち公務員特例の免除者 60 人)
- (3) 合格率 5.3% (前年 7.9%)
- (4) 合格者構成別内訳
年齢別 20 歳以下 (10.7%)、30 歳代 (30.4%)、40 歳代 (31.7%)、50 歳代 (20.1%)、60 歳以上 (7.1%)
男女別 男性 (61.9%)、女性 (38.1%)

なお、令和 4 年 8 月 31 日現在、社会保険労務士登録者数は、44,504 人です。

無災害記録証伝達式

刈谷労働基準監督署

去る令和 4 年 11 月 10 日に第二種無災害記録を達成されました、トヨタ紡織株式会社刈谷事業場様に、刈谷労働基準監督署長より厚生労働省労働基準局長無災害記録証*を伝達しました。

記録証を受けられました事業場におかれましては、今後も継続して労働災害防止活動を活発に展開され、さらに上位の無災害記録を目指していただきたいと思っております。

※厚生労働省では『無災害記録証授与内規』に基づいて、一定の期間において労働災害を発生させなかった事業場に対して、厚生労働省労働基準局長名の無災害記録証を授与しております。

トヨタ紡織株式会社 刈谷事業場
(自動車部分品・付属品製造業)
第二種無災害記録「590 万」時間達成



記録証を受けられた刈谷工場 工場長 鴨下 様 (写真右)

割増賃金の適正な支払いのために

刈谷労働基準監督署

時間外労働、休日労働、深夜労働に対する割増賃金を適正に支払うためには、割増賃金の算定の基礎となる賃金（以下、「算定基礎賃金」と言います。）を適正に算出する必要があります。

今回は、月給制の場合を例に、算定基礎賃金の算出における重要なポイントを2点ご説明します。

□ 算定基礎賃金に含める必要がある賃金・手当を除外していないか？

算定基礎賃金は、原則として、所定労働時間中に行われた労働に対して支払われる「通常の労働時間又は労働日の賃金」（労働基準法第37条第1項本文）ですが、この賃金から①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月を超える期間ごとに支払われる賃金は除外することができますとされており（労働基準法第37条第5項、労働基準法施行規則第21条）。これらの手当は制限的に列挙されているので、これらの手当に該当しない「通常の労働時間又は労働日の賃金」は、すべて算入しなければなりません。

なお、これらの除外できる手当は、「名称にかかわらず実質によって取り扱うこと。」（昭22.9.13発基第17号）とされており。通勤手当を例にすると、除外できる通勤手当とは、通勤に要した距離または費用に応じて算定し、支給される手当をいい、これらに関係なく一律に支給されるものについては、いくら名称が通勤手当であったとしても、除外することはできません。

□ 月によって所定労働時間数が異なる場合、月の所定賃金額を1か月の平均所定労働時間数で除しているか？

月によって所定労働時間数が異なる場合、月の所定賃金額を1か月の平均所定労働時間数（※）で除して算定基礎賃金を算出します（労働基準法施行規則第19条第1項第4号）。

※ 1か月の平均所定労働時間数 = (365日 - 年間所定休日) × 1日の所定労働時間数 ÷ 12か月

年間所定休日：115日、1日の所定労働時間：8時間の場合、1か月の平均所定労働時間数は、

(365日 - 115日) × 8時間 ÷ 12か月 = 166.66…時間

となりますが、ここで1時間未満の端数を切り上げ、1か月の平均所定労働時間数を167時間として計算すると、算定基礎賃金が不足してしまうことになります。なぜなら、月の所定賃金額を1か月の平均所定労働時間数を超える時間数で除しているからです。したがって、上の例で、1か月の平均所定労働時間数を整数にする場合、端数を切り捨て、166時間として算定基礎賃金を計算する必要があります。

また、年間所定休日数や1日の所定労働時間数を変更した場合には、算定基礎賃金が変わってきますので、変更の都度、再計算が必要になることにご留意ください。



詳しくは、厚労省チラシ「割増賃金の基礎となる賃金とは？」をご参照ください。

厚労省 割増賃金 算定基礎



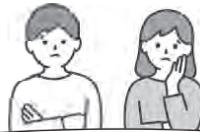
今月は高浜市からのご案内です！

＼＼参加者募集中／／

すっきりボディチャレンジ～あなたの健康教室～

専門職が皆さんと一緒に生活習慣の振り返りをし、自分に合った健康習慣を見つけてもらえるようプログラムを計画しています。講話だけでなく、効果的なウォーキングや簡単にできるストレッチや筋トレの実技体験をすることもできます。

生活習慣を変えたい…
もっと健康になりたい…
きっと自分は大丈夫だろう…



面倒だし時間もないし…
分かっていても続かない…
健康診断の結果が気になる…

こんな高浜市民を応援します！

テーマ	日程
バランスの良い食生活の基本 運動実技：正しい姿勢、効果的なウォーキング	①11月14日(月) 実施済 ⑤ 1月16日(月)
高血圧や脂質異常、高血糖予防のための食生活 口腔機能と生活習慣病の関係	②11月28日(月) 実施済 ⑥ 1月30日(月)
歯周病予防と口腔機能向上のコツ 運動実技：簡単にできる筋トレ、ストレッチ	③12月12日(月) 実施済 ⑦ 2月13日(月)
自分に合った食事メニューの選び方 生活習慣改善のコツ	④12月26日(月) 実施済 ⑧ 2月27日(月)

途中参加・気になる回だけの参加も可能です。ぜひお申込みください。

申込み先
高浜市健康推進グループ
☎0566-52-9871

高浜市の歯科健診のご案内

こんな方は歯周病に要注意！

- 歯ぐきに腫れや出血がある
- 歯がしみる
- 間食をよくする
- 趣味がなくストレスがたまる
- かかりつけの歯医者がいない
- 歯の治療は後回しにしがち
- 歯磨きは1日2回未満
- 自分の歯ブラシを持っていない
- たばこを吸う

特定の年齢で

無料の歯科健診を受けられます

40歳以上の約80%が歯周病といわれています。丈夫な歯と歯ぐきを守るために、歯科健診を受けましょう。

対象 年度内に下記の年齢になる市民
40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳

期間 7月～2月末

問合せ 高浜市健康推進グループ

☎0566-52-9871



一般社団法人 東海労働経済研究所
代表理事 小栗 利治
(前愛知紛争調整委員会委員)

過酷な労働環境、苦しむ「個人事業主」

標題は令和4年7月22日付日経紙によるものである。

副題に「芸能界「徹夜で仕事」77%」ともある。

1. 日本の労働者保護制度（労働基準法）

昭和22年4月7日付法律第49号で公布された労働基準法は同年9月1日から施行され、保護の対象者を同法9条で定義した。

「第9条 この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所に使用される者で賃金を支払われる者をいう」。

「労働者」の資格要件として、本法の適用を受ける事業の中で、その作業について、他人から指揮命令を受ける関係のあること、その作業に対する報酬として、賃金を支払われることの二つの要件を必要としている。

こうした使用従属関係のもとで働くものが、特にその労働条件について保護に値するとしたものであった。

労働者性について、法は他人から指揮命令を受ける関係にあることと、その作業に対する報酬として、賃金が支払われることの二つを挙げているが、他人の指揮命令のもとに働くことと、賃金生活者であることの、二つの資格の中に、労働条件がともすると、使用者の圧力に押されて、低下する関係が生じてくるので、そこに本法による保護を興える必要があるとみているのである（昭26年6月 一橋大 吾妻光俊教授著「労働基準法コンメンタール42頁以下参照」）。

2. 一定の従属的自営業者の保護

先進国を中心として一定の従属的自営業者の保護については、20数年前から、標題的な保護の必要性が叫ばれるようになった。

我が国の施策として具体的な動きとすれば、「労災保険の特別加入制度」がある。この分野は大きく拡大し、災害から個人事業者を救って久しい。

外国にあっても先進国を中心に、一定の従属的自営業者を保護する国が生まれてきた。



労災や
相談窓口、
一歩ずつ

過酷な労働環境、苦しむ「個人事業主」

(2) 法政策の基本的考え方

労働者性が認められない者について、現在の労働政策上の保護の在り方に関する検討の視点としては次のようなものがある。

- ①労働者性を拡張して保護を及ぼす方法。
- ②自営業のうち保護が必要な対象者を、労働者と自営業者との間の中間的概念として定義し、労働法例の一部を適用する方法。
- ③労働者性を広げるのではなく、自営業のうち一定の保護が必要な人に、保護の内容を考慮して別途必要な措置を講じる方法。

(3) 保護の内容

保護を検討すべき事項は以下の通りである。

- ①労働条件の明示、契約締結、変更・終了に関するルールの明確化等
 - ②報酬の支払確保・報酬等の適正化等
 - ③就業条件（安全衛生、就業時期、損害賠償額の予約等）
 - ④スキルアップ・キャリアアップ
 - ⑤発注者からのセクハラ等への対策
 - ⑥紛争が生じた場合の実効性のある紛争解決制度
 - ⑦セーフティネット（仕事による負傷や疾病に対する補償（仕事が打ち切られた場合の支援等）
 - ⑧マッチング支援
- しかし、保護の内容をすぐに立法を含めて解決することは難しい。

5. 国のフリーランス及び雇用類似の働き方への保護政策

(1) 検討の経過 略

4. 遂に動いた日本

令和4年9月13日付

読売新聞は、フリーランス報酬額明示・政府企業に義務法案提出へ。政府は企業に義務法案提出へと報じた。使用者労働者の使用従属労働の中に、その枠からハミ出ししかかった分野に法規制（契約条件の義務化）が動き始めたのである。

3. 諸外国の動き

イギリスでは労働者と自営業者の間に「ワーカー」という中間的概念を置いており、ドイツでも労働者類似の者という概念をもって一定の保護が行われている。

さて中央大学社会保険労務士白門会では「薫風」と題する会誌を発行しているが、その中に講師が次のとおり講義されている。

(2) 国の対策の骨子

①実効性のあるガイドラインの策定（年度内に内容確定）

- 契約書面の交付
- 発注事業者による取引条件の一時的変更、支払遅延・減額
- 現行法上「雇用」に該当する場合には労働関係法令の適用

②立法的対応の検討；下請法の改正

③執行の強化；隙間のない相談窓口の開設（11月26厚生労働省マターでフリーランス・トラブル110番開設）

④労働者災害補償保険等のさらなる活用；特別加入制度の適用拡大（とりあえず柔道整復師・アニメーター・俳優業の3業種拡大）。

労働保険料について発注者も相応の責任を取る（負担する）ことも今後の検討課題。

フリーランス報酬額明示

政府 企業に義務法案提出へ

政府は、組織に属わねず個人として働くフリーランスの労働環境を整備するため、新たな法律を制定する方針を固めた。仕事の依頼主の企業に対し、業務内容や報酬額を明示するよう義務づけ、立場の弱い個人を保護する狙いがある。秋の臨時国会に法案を提出し、会期内成立を目指す。政府の試算では、フリーランスとして働く人は462万人（2020年）で就業者全体の約7%にあたる。40歳代以上が7割を占め、情報技術（IT）やデザイン関連、配送、建設など業種も多岐にわたる。

新法では依頼主の企業などに対し、仕事を募集する際に報酬額や仕事の内容、納期などを明示し、契約の書面や電子データの交付を義務づける。口約束で仕事を発注し、後から一方的な仕事内容の変更をされないようにつとめる。

契約後に業務を途中で解除するか契約を更新しない場合は、30日前までに予告する義務規定もつくる。フリーランス側に落ち度がないのに報酬を減額したり、納めた商品の受け取りを拒否したりすることも禁じる。違反した場合、公正取引委員会などが調査や勧告を行う。必要に応じて報告命令や立ち入り検査を行う。

フリーランスは働き方の多様化とともに人気が高まる一方、個人としての立場の弱さから、依頼主から不利な契約変更をされても泣き寝入りせざるを得ないケースが少なくない。内閣官房が20年に行った実態調査では、フリーランスの4割が「取引先とのトラブルを経験したことがある」と答えた。

現行でも企業が資本金100万円超の場合には下請法の対象になり、フリーランスを含む下請け業者への書面交付の義務などはある。

だが、フリーランスに業務委託する企業は4割が資本金100万円以下で同法の対象外だ。政府は保護の網を広げるため、新法を整備することにした。

フリーランス新法案のポイント

企業側の義務

- ・仕事内容や報酬額を明示し、変更があれば説明
- ・契約内容を書面や電子データで交付

禁止行為

- ・理由のない報酬減額や納品拒否
- ・相場より著しく低い報酬を不当に設定

↓

違反した場合、調査や勧告、報告命令などの対象に

会員だより

高浜支部

《企業概要》

名 称：愛知県陶器瓦工業組合
代 表 者：理事長 樺山 朋久
所 在 地：高浜市田戸町 1-1-1
電 話：0566-52-1200
設 立：1933年（昭和8年）
資 本 金：1億9,478万円
従 業 員：8名（組合員全体1,168名）
U R L：http://www.kawara.gr.jp



《概要》

昭和8年に前身である愛知県赤瓦工業組合として創立。以来幾多の社会情勢の変革を乗り越えながら、昭和41年に現在の愛知県陶器瓦工業組合に組織変更。その後は高度成長の波に乗り、設備の近代化・大型化により生産性が向上し「三州瓦」は全国一のシェアを誇るまで成長してきました。組合共同事業として、現在は広報PR、展示会出展、市場調査、屋根施工研究、安全衛生対策、人材確保・育成、リサイクルなどの活動を行っています。組合員23社。

《広報PR関係》

三州瓦の魅力を広く知っていただくため、令和3年11月に新たにブランドサイトを開設しました。瓦以外の三州エリア情報なども掲載した読み物としての面白さを加えた内容となっております。

三州瓦ブランドサイト <https://sanshukawara.jp>
ブランドサイト QR コード



《屋根施工研究》

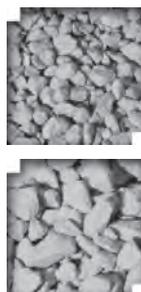
地震や台風に強い瓦屋根を確立するために、瓦業界では科学技術的データに基づいた瓦屋根の設計・施工の方法（ガイドライン）をとりまとめ、推奨しています。このガイドライン工法を踏まえて近年の強い台風による住宅被害の強風対策として、令和4年1月より建築基準法で瓦の留付けを決めている告示基準が改正されました。現在も、国土交通省と瓦メーカー・瓦工事業者の全国団体と協力して必要なデータ取得、検証を行うため様々な試験を実施しています。

《瓦のリサイクル》

三州瓦の規格外品を破碎・分級した商品「三州瓦シャモット」は、土から生まれた環境にやさしい安全なりサイクル資源で、瓦の原料に再利用するだけでなく、透水性、保水性など優れた特性を持つため、農業土木や環境の分野、樹脂関係の原料など幅広い用途で使用されています。



シャモット工場



上：2～5mm 下：5～13mm



ガーデニング材 使用例

お知らせ

労務管理講習会開催のお知らせ

1. 日時 2023年2月10日(金) 13:30~14:40
2. 会場 あいち産業科学技術総合センター 技術開発交流センター 交流ホール
(刈谷市恩田町 1-157-1 電話: 0566-45-5981)
3. 定員 80人 (先着順・定員になり次第締め切らせていただきます)
(新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人数を制限して指定席にします)
4. 次第
 - 1) 挨拶 (一社)刈谷労働基準協会 労務・教育部会長 磯貝政博
刈谷労働基準監督署 署長 橋本圭一
 - 2) 説明 「労働時間管理と長時間労働の対応について等」
刈谷労働基準監督署 第一方面主任監督官 加藤拓宏
5. 会費 無料

※詳細につきましては、同封の案内をご覧ください

愛知労働基準協会主催講習会

講習会等		開催月日		学科会場	実技会場	受講料
		学 科 (日)	実 技 (日)			
技 能 講 習	ガス溶接作業主任者	2月1日	2月4日	ポ ー ラ ビ ル	トヨタ教育センター	13,780 円
		2月5日	2月7日		愛知製鋼(株)	
	鉛 作 業 主 任 者	2月27・28日		ポ ー ラ ビ ル		13,060 円
	乾燥設備作業主任者	2月20日	2月21日	豊和工業(株)		13,450 円
	は い 作 業 主 任 者	2月2・3日		ポ ー ラ ビ ル		12,895 円
そ の 他	建築物石綿含有調査者	2月13・14日		国 際 会 議 場		45,280 円
		2月21・22日				
	局所排気装置自主検査者	2月13・14・15日 2月13・14・16日		ポ ー ラ ビ ル		63,000 円
	エックス線作業主任者	2月6・7・8・9日		ポ ー ラ ビ ル		33,500 円
	マスクフィットテスト実施者	2月14日		名古屋市公会堂		26,080 円

刈谷労働基準協会主催講習会

講習名	日程	会場	会費		
			会員	非会員	
技能講習	31H フォークリフト	(学) 2月3日 (実) 2月4・5・11日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 高浜工場	32,950 円	
	プレス作業主任者	2月9・10日	あいち産業科学技術総合センター	14,090 円	
	特化物・四アルキル鉛等作業主任者	2月13・14日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		3月22・23日			
	有機溶剤作業主任者	2月20・21日	あいち産業科学技術総合センター	13,980 円	
		3月13・14日			
酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者	2月15・16・17日	あいち産業科学技術総合センター	19,210 円		
石綿作業主任者	3月28・29日	刈谷商工会議所	14,240 円		
特別教育	自由研削といし	2月14日	あいち産業科学技術総合センター	10,800 円	13,800 円
	機械研削といし	(学) 2月1日 (実) 2月3日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	プレス機械の金型等の調整	(学) 3月15日 (実) 3月16日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	14,200 円	17,200 円
	粉じん	2月6日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円
	低圧電気 (実技7H含む)	(学) 2月7日 (実) 2月8日	刈谷商工会議所	16,000 円	19,000 円
		(学) 3月7日 (実) 3月8日			
	産業用ロボット	(学) 3月15・16日 (実) 3月17日	(学) あいち産業科学技術総合センター (実) 豊田自動織機 ラーニングセンター	36,500 円	40,000 円
		(学) 3月15・16日 (実) 3月20日			
	フルハーネス型墜落制止用器具	2月22日	あいち産業科学技術総合センター	9,700 円	12,700 円
	酸欠	2月27日	あいち産業科学技術総合センター	8,700 円	11,700 円
その他の教育	雇入時(新入者)安全衛生教育	3月30日	あいち産業科学技術総合センター	7,600 円	10,600 円
	安全衛生推進者	3月2・3日	あいち産業科学技術総合センター	17,830 円	
	職長教育(製造業)	3月9・10日	あいち産業科学技術総合センター	14,000 円	17,000 円
	フォークリフト運転者安全衛生教育	2月21日	あいち産業科学技術総合センター	8,600 円	11,600 円

※会費にはテキスト代、昼食代、消費税を含みます。

<https://www.kariya-rouki.or.jp>

中災防主催講習会

(刈谷労働基準協会会員は会員価格で受講できます)

講習名	日程	会場	会費	
			会員	非会員
危険予知訓練(KYT)1日研修会	3月24日	あいち産業科学技術総合センター	16,830 円	18,700 円



QUALITY OF TIME AND SPACE

すべてのモビリティに“上質な移動空間”を

トヨタ紡織

自動車用ホイールとLPGボンベの専門メーカー

さらなる高品質、
グローバル企業へ。

CMW 中央精機株式会社

ベストなエネルギーの提案

環境と家族に優しいリフォームの提案

LPガス 太陽光発電 電力販売

システムキッチン トイレ洗面化粧台 増改築

システムバス 下水道 内装・外装の修理・修繕

CHAMA 大浜燃料株式会社

本社/碧南市 TEL(0566)41-2666
ショールーム/西尾市 TEL(0563)57-7235

暮らしのお困りごとなんでもご相談ください

ホットハートリフォーム

みなに クローバー

0120-372-968
受付時間 | 9:00~18:00

お気軽にお電話ください

シェルモールド

空間の追求

クロータ精工株式会社

代表取締役 鈴木 泰博

本社工場 〒447-0887 愛知県碧南市汐田町1丁目26番地
TEL 0566-41-3420 FAX 0566-48-4400

安城工場 〒444-1213 愛知県安城市東端町用地139番地
TEL 0566-92-2088 FAX 0566-92-2081
<http://www.kurotaseiko.co.jp>

ISO 9001
JIS Q 9001
ISO 14001
JIS Q 14001

JIA
JAB
Aichi Quality Promoter

それにしても
今度の1005は
想像以上だ

溶接と
いえば
1005

「高・シンクロ」
BSFS搭載
小型軽量な
プレスリンク
ブローマスク登場

BL-1005

軽量・薄型バッテリーを内蔵し、首への負担を軽減
マイティマイクロンフィルター採用
会話を明確にする伝声器内蔵

重量(標準) 容積(標準) 195.0%以上

安全衛生ディビジョン

興研株式会社 安全衛生ディビジョン
〒102-8459 東京都千代田区四番町7番地 TEL.03-5276-1911(大代表) FAX.03-3265-1976

<http://www.koken-ltd.co.jp>

より良い
コミュニケーションのために
新しい価値を創造する

印刷、情報システム、アウトソーシングで
お客様の業務課題の解決に取り組んでいます

<https://k-cr.jp/>

小林クリエイティブ株式会社 愛知県刈谷市小垣江町北高根115番地

自動車・治工具部品の熱処理なら当社にお任せください！

栄熱処理工業株式会社

代表取締役社長 黒田 栄一

〒448-0033 刈谷市丸田町2丁目28番地
TEL 0566-21-5161 FAX 0566-23-5579
<http://sakae-netso.jp>

「こころ」を「かたち」に—
近藤グループ
 (株)近藤組
 近藤工業(株)
 (株)プラスワン
 新日産業(株)
 エナジーク(株) www.kondo.jp



サンエイ株式会社 健康経営優良法人
 作業環境(粉じん、有機溶剤、溶接ヒューム 他)の測定なら
 ぜひ当社にお任せ下さい!
 [環境事業部] 〒448-0004 刈谷市泉田町西沖ノ河原1
 TEL 0566-22-2114 担当:安間大剛(だいごう)

「人」と「技術」のインテグレーション
アスカ株式会社
 自動車部品事業【自動車部品のプレス加工・溶接組立】
 配電盤事業【分電盤・制御盤・盤用キャビネット】
 ロボットシステム事業【産業用ロボット・自動化システム・制御装置】

株式会社豊田自動織機グループ
株式会社 サンバレー
 職場の防災・備蓄品のご用命は下記までお問い合わせください
 〒448-0844 刈谷市広小路4丁目15番地 SKmビル3F
 TEL : 0566-25-2258
 E-mail : sv_bousai@sunvalley-e.co.jp

Nakagawa Mold & Design, Inc.
中川工業株式会社
 1. 精密铸造用の木型
 樹脂型、金型・部品の設計・開発及び製造
 2. スタンピング型及び簡易プレス型の
 設計・開発及び製造
 3. スタンピング型及び簡易プレス型による
 樹脂、金属プレス成形品の製造
 4. 铸造用砂型・部品の設計・開発及び製造
 5. 検査治具の設計・開発及び製造
 ISO9001:2008 認証取得 <http://www.nakagawa-kk.co.jp/>
 ISO14001:2004

工場設備のトータルプランナー企業
HIC 豊安工業株式会社
 472-0042 愛知県知立市内幸町加藤40
 TEL 0566-81-0885 FAX 0566-82-0321
<http://www.e-houan.co.jp/>

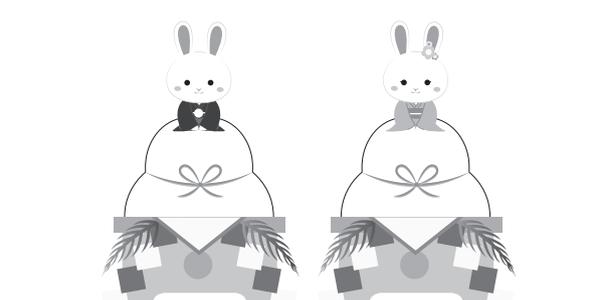
工場メンテナンスのエキスパート
中一建設工業株式会社
 本社 愛知県知立市内幸町加藤75番地 〒472-0042
 TEL <0566> 82-7111 (代) FAX <0566> 81-1132
 URL : www.nakaichi-re.co.jp

世界にはばたく総合物流企業
KARITSU カリツ株式会社
 〒446-8540 愛知県安城市三河安城町一丁目4番地4
 TEL 0566-73-5600 FAX 0566-73-5606
<http://www.karitsu.co.jp>

Makita 充電式運搬車 CU600DZ
 みんなでつくる「脱炭素社会」
 排ガスゼロ・燃料ゼロ・始動の手間ゼロ & 低騒音
 ※工具使用時
 〒446-8502 愛知県安城市住吉町3-11-8
 TEL.0566-98-1711(代表) FAX.0566-98-6642 **株式会社 マキタ**

人と電気を未来へつなぐ。
TD 高浜電工株式会社
 〒444-1321 愛知県高浜市稗田町一丁目7-8
 TEL : 0566-53-1490 Fax : 0566-52-6777
 HP : <http://www.takahamadenko.com>

油圧シリンダー開発で
 産業車両の進化を支えます
OKUNO INDUSTRY
 奥野工業株式会社
 〒444-1304 高浜市豊田町3丁目1-25 TEL 0566-93-3100



安 全 緑 十 字

年
 月

		1	2	3		
		4	5	6		
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
		28	29	30		
		31				

無 災 害 緑
 不 休 災 害 黄
 休 業 災 害 赤

労働安全衛生保護具

環境測定機器販売

⊕ シマツ株式会社

TEL 0566

24-1050

労働衛生コンサルタント

産業医学研究所

労働衛生コンサルタント 神取 祥和

〒444-0052 愛知県岡崎市康生町631番地 ロイヤルシティ岡崎公園1202号室
TEL (0564) 21-0050 FAX (0564) 21-0025
E-mail : hippopo.xxx@ad.cyberhome.ne.jp



MetLife
メットライフ生命

いい明日へ、ともに進んでゆく。

メットライフ生命保険株式会社
名古屋五城エイジェンシーオフィス
〒460-0008
愛知県名古屋市中区栄3-8-8 名古屋平和ビル5F
TEL 052-269-7611 FAX 052-241-7470

EB推進グループ 東海地区プロジェクトリーダー
刈谷労働基準協会専任担当

清水 寛樹



®

Trend Co.,Ltd.
www.trendco.biz



お問い合わせはこちらから

就職支援活動を通して
全ての人を持っている能力と可能性を発掘し
夢のある未来を創出する

外国人雇用コンサルティング
外国人労働者・技術者派遣事業
特定技能外国人紹介・支援事業

株式会社トレンド



〒448-0807 愛知県刈谷市東刈谷町3丁目12番地7
Tel: 0566-22-1177 Fax: 0566-70-8011

おかげさまでミドリ安全は 創業70周年



MIDORI ANZEN

70周年特設サイト



ミドリ安全株式会社

【ミドリ安全のご紹介】

ミドリ安全の概要が分かる動画を公開中。是非ご覧ください。



明るい職場はまず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断（巡回）
 - ☆定期健診・特殊健診（じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等）
- ◎成人病健康診断（巡回）
 - ☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波（エコー）検査
・腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎作業環境測定
 - ☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等
- ◎人間ドック
 - ☆東海診療所（名古屋三井ビルディング新館3階）

お申し込みは、書面（またはハガキ）並びに電話（またはファックス）のいずれでも、ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定
健康診断機関等名簿登載（1-13-03）・作業環境測定機関等名簿登載（23-44）
一般財団法人 **全日本労働福祉協会 東海支部**

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 ☎ 052-602-4747
FAX 052-602-6821

《定期刊行誌》

●単行本

労基法運用の実務広報誌

労働基準広報

B5判/月3回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

管理・監督者のための実践情報誌

先見労務管理

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

年度版 **安衛法便覧**

労働調査会出版局 編

最新の労働安全衛生法と関連政省令、告示等に加え、新たに発出された主な行政指導通達を収録しています。

B6判/3分冊/約6,800頁/16,500円(税込)

購読会員への特典

- 定期付録の発行
- 労務相談室の無料利用
- 労務関係資料の無料提供
- 社内研修等への講師の派遣

労働安全衛生の専門情報誌

労働安全衛生広報

B5判/月2回発行/年間購読会員 ¥67,320(税込)

雇用管理者必携

建設労務安全

B5判/月刊/年間購読会員 ¥31,680(税込)

定期刊行誌 見本誌(無料)
送付ご希望の方は、
ご連絡お願いいたします。

(株)労働調査会 中部支社

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-16-22 丸の内エイチエビル2F
TEL 052(211)2073

印編 一発
刷集 般社行
所人 団法所

(株)刈谷市幸町二丁目二
刈谷市高松町一丁目二九
刈谷労働基準協会 〒四四八-〇八五三
（電話）〇五六六-二二一六三三七
博

定価一五〇円